

半期報告書

(第10期中) 自 平成26年4月1日
至 平成26年9月30日

阪神高速道路株式会社

大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号

(E04372)

目 次

	頁
表紙	
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	2
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【業績等の概要】	4
2 【生産、受注及び販売の状況】	5
3 【対処すべき課題】	5
4 【事業等のリスク】	5
5 【経営上の重要な契約等】	5
6 【研究開発活動】	6
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	7
第3 【設備の状況】	10
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	10
2 【道路資産】	11
第4 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
2 【株価の推移】	13
3 【役員の状況】	14
第5 【経理の状況】	15
1 【中間連結財務諸表等】	16
(1) 【中間連結財務諸表】	16
(2) 【その他】	45
2 【中間財務諸表等】	46
(1) 【中間財務諸表】	46
(2) 【その他】	57
第6 【提出会社の参考情報】	58
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	59
第1 【保証会社情報】	59
第2 【保証会社以外の会社の情報】	59
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	59
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	61
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	61
第3 【指数等の情報】	62
[中間監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年12月19日
【中間会計期間】	第10期中（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）
【会社名】	阪神高速道路株式会社
【英訳名】	Hanshin Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山澤 俱和
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 遠藤 博人
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 遠藤 博人
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第8期中	第9期中	第10期中	第8期	第9期
会計期間	自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日
営業収益 (百万円)	93,005	192,520	92,659	236,405	329,329
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	3,501	3,683	1,599	3,155	△988
中間(当期)純利益又は当 期純損失(△) (百万円)	2,233	2,104	1,393	1,727	△1,945
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	2,231	2,103	1,726	1,731	△1,944
純資産額 (百万円)	40,270	41,874	34,818	39,770	33,631
総資産額 (百万円)	349,764	224,467	220,282	330,571	222,886
1株当たり純資産額 (円)	2,013.52	2,093.71	1,726.21	1,988.51	1,681.56
1株当たり中間(当期)純 利益金額又は1株当たり当 期純損失金額(△) (円)	111.67	105.22	69.69	86.35	△97.29
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	11.5	18.7	15.7	12.0	15.1
営業活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△4,741	66,943	△14,468	△12,863	82,137
投資活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△223	△1,726	△849	△5,593	△5,568
財務活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	46,255	△94,751	7,740	44,195	△103,323
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高 (百万円)	55,264	10,178	5,381	39,713	12,958
従業員数 (人)	2,084	2,138	2,193	2,100	2,138
[外、平均臨時雇用人員]	[1,495]	[1,478]	[1,438]	[1,517]	[1,496]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 第8期中、第9期中、第10期中及び第8期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は[]内に中間連結会計期間(年間)平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期中	第9期中	第10期中	第8期	第9期
会計期間	自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日
営業収益 (百万円)	90,962	191,327	91,112	232,776	326,167
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	3,390	3,885	1,548	2,054	△1,841
中間(当期)純利益又は当 期純損失(△) (百万円)	2,240	2,282	955	1,095	△2,382
資本金 (百万円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (千株)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
純資産額 (百万円)	35,247	36,385	31,881	34,103	31,720
総資産額 (百万円)	342,203	218,424	211,721	323,579	216,454
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	10.3	16.7	15.1	10.5	14.7
従業員数 (人)	691	678	669	688	677
[外、平均臨時雇用人員]	[176]	[177]	[176]	[179]	[179]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は[]内に中間会計期間(年間)平均人員を外数で記載しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当中間連結会計期間における当社の主要な関係会社の異動については、下記「3 関係会社の状況」に記載しております。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、平成26年3月31日時点において当社の持分法適用関連会社であった内外構造㈱は、発行済株式の一部を自己株式として平成26年4月2日付で取得しました。

これに伴い、当社の連結子会社である阪神高速技術㈱が内外構造㈱の議決権の過半数を保有することになり、同社は当社の連結子会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 内外構造㈱ (注2)	大阪市 中央区	21	高速道路事業	66.7 (66.7) [33.3]	阪神高速道路の構造物に係る保全点検業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし 設備の賃貸借 なし

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2. 特定子会社には該当いたしません。
 3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
 4. 議決権の所有割合の[]内は、緊密な者の所有割合で外数となっております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成26年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
高速道路事業	1,908
受託事業	[1,271]
その他	77 [114]
全社 (共通)	208 [53]
計	2,193 [1,438]

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 高速道路事業及び受託事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
 3. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成26年9月30日現在

従業員数 (人)	669 [176]
----------	--------------

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は[]内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」の一体的推進により、景気は緩やかな回復基調にありました。関西経済についても、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動がみられていますが、基調としては緩やかに回復しました。企業の業況感は、消費税率引き上げの影響や天候要因などから改善に一服感がみられていますが、総じて良好な水準を維持しました。一方、平成26年4月以降ガソリンの小売価格については、12週連続で上昇するなど、燃料価格の高騰も見られました。また、阪神高速道路については、昭和39年6月の最初の開通（現在の1号環状線（土佐堀～湊町間2.3km））から50周年を迎え、「安全・安心・快適」の更なる追求に向けた維持管理に対する要請が高まっています。

このような経営環境の中、当社グループでは、企業理念である「先進の道路サービスへ」の実現に向け、平成26年4月に策定した「中期経営計画(2014～2016)」の初年度として、構造物の老朽化対策や長期的視点に立った維持管理、道路ネットワークの着実な整備やたゆまぬ経営改善などの経営課題に取り組むなど、安全・安心・快適なネットワークを通じてお客様の満足を実現し、関西のくらしや経済の発展に引き続き貢献すべく事業の着実な展開に努めて参りました。

この結果、当中間連結会計期間の営業収益は道路資産完成高が大幅に減少したこと等により92,659百万円（前年同期比51.9%減）、営業利益は1,261百万円（同64.2%減）、経常利益は1,599百万円（同56.6%減）、法人税等を控除した中間純利益は1,393百万円（同33.8%減）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

(高速道路事業)

高速道路事業では、当中間連結会計期間において、阪神高速道路開通50周年の節目を迎え「安全・安心・快適」の更なる追求のため、平成26年7月1日付で当社技術部内に「大規模修繕・更新技術推進室」を新たに設置し体制強化を図ったうえで、開通以来経過年数40年以上が約3割を占めるなど老朽化した構造物に対する更新計画についての検討を進めて参りました。

併せて、「新神戸トンネル天井板撤去」など、平成24年度補正予算の一環として位置付けられた修繕事業の推進などの安全対策に鋭意取り組んで参りました。

加えて、防災対策として、平成25年度に自治体から公表された南海トラフ巨大地震による津波浸水想定に基づき、阪神高速道路の各路線・出入口、道路管理施設等の防災対策の検討を進めて参りました。

また、企画割引「阪神高速E T C乗り放題パス（『2014 GW』、『2014 SUMMER』）」の販売によるE T C利用促進策を実施したほか、現金をご利用のお客様が円滑にE T C利用に転換できるよう「E T C車載器購入助成」等を継続的に実施して参りました。

一方、平成26年3月の事業変更許可及び協定変更において、平成25年度末を期限として実施していた端末区間割引や西日本高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)が管理する高速道路との乗継割引等の料金割引を平成28年度末まで継続実施するとともに、消費税率改定に伴う消費税の料金への適正な転嫁を行うこととし、平成26年度からの料金を改定しました。

高速道路の建設につきましては、ミッシングリンクの解消に向け、淀川左岸線（海老江JCT～豊崎）や大和川線（三宝JCT～三宅西）の整備を推進するとともに、松原JCT改良や西船場JCT（信濃橋渡り線（仮称））の整備促進に努めて参りました。

高速道路通行台数は、天候不順や燃料価格の高騰等の影響により一日当たり73.5万台（前年同期比0.9%減）と減少傾向となりました。この通行台数減少の影響等により、料金収入は85,711百万円（同1.6%減）となりました。また、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）への道路資産の帰属及び債務の引き渡しに伴う道路資産完成高は2,514百万円（同97.5%減）となりました。道路資産完成高の大幅な減少は、前中間連結会計期間に阪神高速2号淀川左岸線（島屋～海老江JCT）の開通に伴う道路資産完成高を計上したことによるものです。

この結果、高速道路事業の営業収益は88,455百万円（同52.7%減）、営業費用は協定に基づく機構への貸付料（注）支払いや管理費用等により87,392百万円（同52.4%減）となり、営業利益は1,062百万円（同68.6%減）となりました。

（注）「協定に基づく機構への貸付料」は、変動貸付料制に基づく額を計上しており、実績収入が上期計画収入の1%に相当する金額を減じた金額を下回ったことに伴い2,283百万円減額されました。

(受託事業)

受託事業につきましては、大阪府道高速大和川線の工事受託等により、営業収益は2,026百万円（前年同期比46.6%減）、営業費用は2,068百万円（同45.6%減）となり、営業損失は41百万円（前年同期は営業損失6百万円）となりました。

(その他)

その他の事業につきましては、休憩所等事業、駐車場事業、第二阪奈有料道路の管理等の道路マネジメント事業、発生土再生活用事業等を展開しました。また、道路構造物の維持管理・運営管理に関する技術交流推進のため、平成26年5月26日には、中国江蘇省内の高速道路網を運営管理する江蘇交通控股有限公司と覚書を締結しました。

この結果、その他の事業の営業収益は2,207百万円（前年同期比26.9%増）、営業費用は1,967百万円（同23.1%増）となり、営業利益は240百万円（同70.2%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益1,996百万円に加えて減価償却費3,218百万円、売上債権の減少額3,760百万円などを計上したものの、仕掛道路資産等のたな卸資産の増加額8,109百万円、仕入債務の減少額8,560百万円などがあったことにより、14,468百万円の資金流出（前年同期は66,943百万円の資金流入）となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、主として料金収受機械及びE T C装置への設備投資等に伴う固定資産の取得による支出2,512百万円などがあったことにより、849百万円（前年同期比877百万円の減少）の資金流出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出533百万円などがあったものの、長期借入れによる収入6,921百万円等の資金調達を実施したことにより、7,740百万円の資金流入（前年同期は94,751百万円の資金流出）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の中間期末残高は、5,381百万円（前年同期比4,797百万円の減少）となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当社グループの事業等のリスクについて、新たな発生や重要な変更はありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術に関する研究であり、都市内の高速道路に求められる維持管理が容易な都市高速道路の建設技術の研究開発、長期の供用を実現するための健全性評価、長寿命化並びに修繕・更新技術の研究開発、走行安全性及び快適性の向上のための新技術の開発、並びに南海トラフ地震などの巨大地震に対する減災対策に取り組んでおります。

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、10百万円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）の規定により、機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けたうえで道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への賃借料及びその他の道路事業にかかる管理費用の支払いに充てております。

このような協定及び事業許可において、高速道路の公共性に鑑み当社が収受する料金には当社の利潤を含めないことを前提としております。なお、事業年度によっては、料金収入、管理費用等の当初計画と実績との乖離により、利益又は損失が計上される場合があります。

また、高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから、管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。

② 機構による債務引受け等について

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております(注)。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定することや、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等について確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表及び財務諸表に計上されないこととなり、債務返済の履行については機構が主に行うこととなりますが、当該債務については、当社と機構とが連帯して債務の弁済の責を負うものとされております。

また、阪神高速道路公団（以下「阪神公団」といいます。）の民営化に伴い当社及び機構が承継した阪神公団の債務の一部について、当社と機構との間に、連帯債務関係が生じております（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第16条）。

(注) 平成24年度補正予算（緊急経済対策）の一環として位置付けられた安全性確保のための所要の事業（緊急修繕）の一部については、これに要する費用について、機構による債務引受けの対象外として実施することとしております。そのため当社は、当該費用の見込額を仕掛道路損失引当金（後記(2)重要な会計方針及び見積り ③仕掛道路損失引当金をご参照下さい。）として計上しております。なお、これにより形成された道路資産については、機構に帰属する道路資産として取り扱われます。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の一部について、見積りを実施する必要がありますが、当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる方法によって実施しておりますが、見積りと実績が異なる可能性があります。また、当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表」の「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要であると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社グループの中間連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されます。当該資産の取得原価には、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額、除却工事費用等資産の取得に要した費用の額及び道路建設に要した借入資金の利息のうち、当該資産の工事完了の日までに発生したものを計上しております。

なお、高速道路建設が完了したのち、かかる道路資産は上記取得原価をもって機構に帰属すると同時に、協定に基づいて当社が当該道路資産を機構から借り受けることとなります。かかる借受けについてはオペレーティング・リース取引として処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 回数券払戻引当金

当社グループは、阪神公団時代に発行した回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

③ 仕掛道路損失引当金

当社グループは、将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

④ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

⑤ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当中間連結会計期間における営業収益は、合計で前年同期比51.9%減の92,659百万円となりました。高速道路事業については、通行台数減少の影響等により、料金収入は85,711百万円、道路資産の完成、引渡しによる道路資産完成高2,514百万円等を合わせて高速道路事業営業収益は88,455百万円となり、受託事業については、大阪府道高速大和川線の工事受託等により2,026百万円、その他の事業については2,207百万円となりました。

② 営業費用及び営業利益

当中間連結会計期間における営業費用は、合計で前年同期比51.6%減の91,398百万円となりました。

その内容は、協定に基づく機構への賃借料の支払い66,293百万円、道路資産完成原価2,514百万円、業務委託費、維持補修費を中心とした管理費18,584百万円による高速道路事業営業費用87,392百万円、受託事業における受託事業営業費用2,068百万円、その他の事業営業費用1,967百万円であります。

これらの営業費用を差し引いた結果、当中間連結会計期間における営業利益は、前年同期比64.2%減の1,261百万円となりました。

③ 営業外損益及び経常利益

当中間連結会計期間の営業外収益は、持分法による投資利益120百万円等により361百万円となりました。

また、当中間連結会計期間の営業外費用は、支払利息16百万円等により23百万円となりました。

これらの営業外損益を計上した結果、当中間連結会計期間における経常利益は、前年同期比56.6%減の1,599百万円となりました。

④ 特別損益及び税金等調整前中間純利益

当中間連結会計期間の特別利益は、負ののれん発生益405百万円等の計上により426百万円、特別損失は固定資産除却費14百万円等の計上により29百万円となりました。

これらの特別損益を計上した結果、当中間連結会計期間における税金等調整前中間純利益は、前年同期比46.2%減の1,996百万円となりました。

⑤ 中間純利益

当中間連結会計期間の中間純利益は、法人税等563百万円、少数株主利益39百万円を計上した結果、前年同期比33.8%減の1,393百万円となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、道路料金の徴収等の営業活動のほか、機構からの無利子借入れ及び金融機関からの借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた仕掛道路資産は、当社グループの中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社グループの資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が阪神公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社グループが機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社グループが借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社グループの資産としては計上されておられません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社グループの設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

① 提出会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

② 国内子会社

当中間連結会計期間において、内外構造㈱が新たに当社の連結子会社になったことにより、同社の設備が主要な設備に加わりました。当該設備の状況は、以下のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）							従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	ソフト ウェア	その他	合計	
内外構造㈱	本社 (大阪市中央区)	高速道路事業	本社内装等	1	1	— (—)	8	0	5	17	37 <8>

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、主として工具、器具及び備品の合計であります。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 臨時従業員数は、< >で外書きしております。

4. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

2【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当社グループは、当中間連結会計期間において、総額10,562百万円の仕掛道路資産の新設、改築又は修繕を行いました。

また、当中間連結会計期間において機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額2,514百万円でありその内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産価額 （百万円）（注2）
大阪府道高速大阪池田線等 に関する協定	松原市三宅西七丁目～ 松原市三宅中八丁目（新設）	平成26年9月	544
大阪府道高速大阪池田線等 に関する協定	修繕	平成26年6月	1,482
		平成26年9月	473
京都市道高速道路1号線等 に関する協定	修繕	平成26年6月	4
		平成26年9月	8
合計		-	2,514

（注）1. 仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

一方、当連結会計年度の年間賃借料は、阪神圏が131,950百万円、京都圏が5,197百万円、合計137,147百万円となっております。また、年間賃借料は、協定の規定により、各連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。なお、年間賃借料には消費税等は含まれておりません。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した道路資産にかかる重要な建設計画について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年12月19日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,000,000	20,000,000	非上場	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	20,000,000	20,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成26年4月1日～ 平成26年9月30日	—	20,000,000	—	10,000	—	10,000

(6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関3丁目1番1号	9,999,996	50.0
大阪府	大阪府中央区大手前2丁目	2,876,722	14.4
大阪市	大阪市北区中之島1丁目3番20号	2,876,722	14.4
兵庫県	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	1,827,287	9.1
神戸市	神戸市中央区加納町6丁目5番1号	1,827,287	9.1
京都府	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	295,993	1.5
京都市	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	295,993	1.5
計	—	20,000,000	100.0

(注) 特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第76号)が平成26年4月1日に施行され、社会資本整備事業特別会計が廃止されたことに伴い、同日付で国土交通大臣の保有株式全数が財務大臣に名義変更されております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 19,999,500	199,995	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 500	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	20,000,000	—	—
総株主の議決権	—	199,995	—

② 【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員及び執行役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に準拠し、「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に準じて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,968	5,541
高速道路事業営業未収入金	19,691	21,377
未収入金	8,360	3,238
未収還付法人税等	395	0
未収消費税等	31	※4 729
有価証券	8,000	300
仕掛道路資産	※1 120,984	※1 129,092
その他のたな卸資産	248	250
受託業務前払金	11,770	11,496
繰延税金資産	844	999
その他	1,286	2,214
貸倒引当金	△7	△5
流動資産合計	176,576	175,235
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	26,522	26,928
減価償却累計額	△9,343	△9,942
建物及び構築物（純額）	17,178	16,985
機械装置及び運搬具	50,414	48,586
減価償却累計額	△31,324	△31,382
機械装置及び運搬具（純額）	19,090	17,203
土地	4,078	4,003
リース資産	1,471	3,148
減価償却累計額	△859	△999
リース資産（純額）	611	2,148
建設仮勘定	1,165	968
その他	1,578	1,574
減価償却累計額	△982	△1,059
その他（純額）	596	514
有形固定資産合計	42,719	41,824
無形固定資産		
ソフトウェア	1,273	1,058
その他	5	6
無形固定資産合計	1,278	1,064
投資その他の資産		
投資有価証券	784	594
繰延税金資産	456	498
その他	1,104	1,098
貸倒引当金	△34	△34
投資その他の資産合計	2,311	2,157
固定資産合計	46,310	45,047
資産合計	※2 222,886	※2 220,282

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	23,229	14,337
未払金	4,576	3,190
短期借入金	-	1,500
1年以内返済予定長期借入金	2,990	3,144
リース債務	219	264
未払法人税等	403	829
未払消費税等	4,690	※4 301
受託業務前受金	11,419	11,598
前受金	427	522
賞与引当金	1,356	1,410
回数券払戻引当金	131	20
仕掛道路損失引当金	※1 3,888	※1 3,888
その他	1,225	1,272
流動負債合計	54,560	42,281
固定負債		
道路建設関係社債	※2 46,528	※2 46,536
道路建設関係長期借入金	60,133	66,900
長期借入金	2,100	1,566
リース債務	387	1,785
繰延税金負債	83	82
役員退職慰労引当金	63	109
ETCマイレージサービス引当金	59	50
退職給付に係る負債	24,875	25,600
負ののれん	28	14
その他	434	534
固定負債合計	134,694	143,182
負債合計	189,254	185,463
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	10,000	10,000
利益剰余金	17,816	18,415
株主資本合計	37,816	38,415
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	10	13
退職給付に係る調整累計額	△4,194	△3,904
その他の包括利益累計額合計	△4,184	△3,891
少数株主持分	-	294
純資産合計	33,631	34,818
負債・純資産合計	222,886	220,282

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業収益	192,520	92,659
営業費用		
道路資産賃借料	65,867	66,293
高速道路等事業管理費及び売上原価	121,035	22,880
販売費及び一般管理費	※1 2,096	※1 2,224
営業費用合計	188,998	91,398
営業利益	3,522	1,261
営業外収益		
受取利息	5	1
違約金収入	-	37
土地物件貸付料	13	14
原因者負担収入	7	6
回数券払戻引当金戻入額	10	108
負ののれん償却額	77	14
デリバティブ評価益	0	1
持分法による投資利益	22	120
その他	51	55
営業外収益合計	187	361
営業外費用		
支払利息	22	16
偽造ハイウェイカード損失	0	0
その他	3	6
営業外費用合計	26	23
経常利益	3,683	1,599
特別利益		
固定資産売却益	※2 11	※2 21
出資金償還益	39	-
負ののれん発生益	-	405
特別利益合計	51	426
特別損失		
固定資産売却損	※3 2	※3 0
固定資産除却費	※4 8	※4 14
投資有価証券評価損	-	11
会員権売却損	3	-
たな卸資産処分損	4	-
減損損失	※5 1	※5 3
特別損失合計	21	29
税金等調整前中間純利益	3,713	1,996
法人税、住民税及び事業税	1,409	762
過年度法人税等	303	-
法人税等調整額	△104	△198
法人税等合計	1,608	563
少数株主損益調整前中間純利益	2,104	1,433
少数株主利益	-	39
中間純利益	2,104	1,393

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	2,104	1,433
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
退職給付に係る調整額	-	290
持分法適用会社に対する持分相当額	△0	3
その他の包括利益合計	△0	293
中間包括利益	2,103	1,726
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	2,103	1,687
少数株主に係る中間包括利益	-	39

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10,000	10,000	19,762	39,762	8	-	8	-	39,770
当中間期変動額									
中間純利益			2,104	2,104					2,104
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					△0	-	△0	-	△0
当中間期変動額合計	-	-	2,104	2,104	△0	-	△0	-	2,103
当中間期末残高	10,000	10,000	21,866	41,866	7	-	7	-	41,874

当中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10,000	10,000	17,021	37,021	10	△4,194	△4,184	-	32,836
当中間期変動額									
中間純利益			1,393	1,393					1,393
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					3	290	293	294	588
当中間期変動額合計	-	-	1,393	1,393	3	290	293	294	1,982
当中間期末残高	10,000	10,000	18,415	38,415	13	△3,904	△3,891	294	34,818

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	3,713	1,996
減価償却費	3,329	3,218
減損損失	1	3
負ののれん償却額	△77	△14
負ののれん発生益	-	△405
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△5	△2
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	274	-
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△20	△17
賞与引当金の増減額 (△は減少)	64	40
回数券払戻引当金の増減額 (△は減少)	△14	△111
ETCマイレージサービス引当金の増減額 (△は減少)	△32	△9
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	-	140
受取利息	△5	△1
支払利息	22	16
固定資産売却損益 (△は益)	△8	△20
固定資産除却費	8	14
投資有価証券評価損益 (△は益)	-	11
デリバティブ評価損益 (△は益)	△0	△1
出資金償還損益 (△は益)	△39	-
会員権売却損益 (△は益)	3	-
たな卸資産処分損	4	-
持分法による投資損益 (△は益)	△22	△120
売上債権の増減額 (△は増加)	△636	3,760
たな卸資産の増減額 (△は増加)	※2 73,376	※2 △8,109
仕入債務の増減額 (△は減少)	△18,226	△8,560
未払又は未収消費税等の増減額	6,187	△5,102
その他	813	△901
小計	68,711	△14,176
利息及び配当金の受取額	7	4
利息の支払額	△348	△264
法人税等の還付額	-	395
法人税等の支払額	△1,425	△427
営業活動によるキャッシュ・フロー	66,943	△14,468
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△1,855	△2,512
固定資産の売却による収入	67	1,288
固定資産の除却による支出	-	△0
定期預金の預入による支出	-	△12
定期預金の払戻による収入	-	10
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	377
その他	61	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,726	△849

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	-	1,500
長期借入れによる収入	7,107	6,921
長期借入金の返済による支出	※2 △74,177	△533
道路建設関係社債償還による支出	※2 △27,536	-
リース債務の返済による支出	△110	△145
少数株主への配当金の支払額	-	△1
その他	△34	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△94,751	7,740
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△29,534	△7,577
現金及び現金同等物の期首残高	39,713	12,958
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 10,178	※1 5,381

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 8社
- 連結子会社の名称 阪神高速サービス㈱
阪神高速技術㈱
阪神高速パトロール㈱
阪神高速トール大阪㈱
阪神高速トール神戸㈱
阪神高速技研㈱
㈱高速道路開発
内外構造㈱

従来、持分法適用関連会社であった内外構造㈱は、株式取得に伴う持分比率の増加に伴い、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称 阪申土木技術諮詢（上海）有限公司
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社の数 5社
- 関連会社の名称 ㈱情報技術
㈱テクノ阪神
㈱ハイウェイ管制
阪神施設工業㈱
阪神施設調査㈱

従来、持分法適用関連会社であった内外構造㈱は、株式取得に伴う持分比率の増加に伴い、当中間連結会計期間より持分法の適用範囲から除外し、連結の範囲に含めております。

- (2) 持分法を適用していない非連結子会社（阪申土木技術諮詢（上海）有限公司）は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

(時価のあるもの)

中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(時価のないもの)

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ たな卸資産

評価基準は主として原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

その他のたな卸資産

主として個別法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法、連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5～60年
機械装置及び運搬具	5～17年
その他	5～10年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間の負担額を計上しております。

③ 回数券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

④ 仕掛道路損失引当金

将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当中間連結会計期間末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

⑥ ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時に一括費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

また、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が794百万円増加し、利益剰余金が794百万円減少しております。また、当中間連結会計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当中間連結会計期間の1株当たり純資産額は39.72円減少しており、1株当たり中間純利益金額に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「還付加算金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当中間連結会計期間においては「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「営業外収益」の「還付加算金」に表示していた25百万円は、「営業外収益」の「その他」として組み替えております。

(中間連結貸借対照表関係)

- ※1 損失が見込まれる工事契約に係る仕掛道路資産と仕掛道路損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛道路資産のうち、仕掛道路損失引当金に対応する額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
仕掛道路資産	541百万円	642百万円

※2 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、以下の社債について、当社の総財産を担保に供しております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
道路建設関係社債	46,528百万円(額面46,600百万円)	46,536百万円(額面46,600百万円)

なお、上記に加えて、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債118,900百万円(額面)(前連結会計年度118,900百万円(額面))について、当社の総財産を担保に供しております。

3 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	318,530百万円	273,530百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	158,000百万円	158,000百万円

なお、上記引渡しにより、以下の債務が減少しております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
道路建設関係社債	62,536百万円	—百万円
道路建設関係長期借入金	86,500	—

※4 消費税等の取扱い

連結子会社の仮払消費税等及び仮受消費税等は、連結子会社毎に相殺のうえ、未収消費税等又は未払消費税等として表示しております。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
役員報酬	168百万円	179百万円
役員退職慰労引当金繰入額	7	9
給料手当	677	778
賞与引当金繰入額	164	194
退職給付費用	130	144
法定福利費	130	174
地代家賃	116	119
租税公課	149	140
E T Cマイレージサービス引当金繰入額	9	8

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
建物及び構築物	2百万円	－百万円
機械装置及び運搬具	0	11
土地	8	9
その他(工具、器具及び備品)	0	－
計	11	21

※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
建物及び構築物	0百万円	0百万円
土地	0	－
その他(工具、器具及び備品)	1	0
ソフトウェア	－	0
その他(無形固定資産)	0	－
計	2	0

※4 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
建物及び構築物	8百万円	1百万円
機械装置及び運搬具	－	0
その他(工具、器具及び備品)	0	10
ソフトウェア	0	2
計	8	14

※5 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。
前中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

用途	種類	場所	計上額（百万円）
農産物・海産物直売所	建物及び構築物	兵庫県神戸市	1
（合計）			1

（資産のグルーピング）

資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。

- ① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。
- ② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。
- ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。

農産物・海産物直売所

（減損損失を認識するに至った経緯）

農産物・海産物直売所は、収益性の低下により投資額の回収が困難と見込まれるため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（回収可能価額の算定方法）

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

当中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

用途	種類	場所	計上額（百万円）
休憩所施設	建物及び構築物	大阪府泉大津市	1
農産物・海産物直売所	建物及び構築物	兵庫県神戸市	0
	その他（工具、器具及び備品）		1
（合計）			3

（資産のグルーピング）

資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。

- ① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。
- ② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。
- ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。

休憩所施設

（減損損失を認識するに至った経緯）

休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（回収可能価額の算定方法）

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

農産物・海産物直売所

（減損損失を認識するに至った経緯）

農産物・海産物直売所は、収益性の低下により投資額の回収が困難と見込まれるため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間 末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間 末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
現金及び預金勘定	4,188百万円	5,541百万円
取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資(有価証券勘定)	6,000	100
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△10	△260
現金及び現金同等物	10,178	5,381

※2

前中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△74,177百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△73,644百万円が含まれております。また、道路建設関係社債償還による支出△27,536百万円は、同規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額であります。

以上の債務引受に伴い、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額73,376百万円には、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額99,734百万円が含まれております。

当中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△8,109百万円には、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額2,514百万円が含まれております。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

高速道路事業における維持管理用車両、その他事業における駐車場設備(構築物)等及び事務用機器であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末(期末)残高相当額

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	15	13	1
合計	15	13	1

(単位:百万円)

	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額
機械装置及び運搬具	15	14	0
合計	15	14	0

② 未経過リース料中間期末(期末)残高相当額

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
1年内	2	0
1年超	—	—
合計	2	0

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
支払リース料	3	1
減価償却費相当額	3	1
支払利息相当額	0	0

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
1年内	137,147	139,797
1年超	5,908,985	5,837,757
合計	6,046,132	5,977,554

- (注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入-加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額-実績料金収入）が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
1年内	47	64
1年超	141	129
合計	189	193

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注)2.参照)。

前連結会計年度(平成26年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	4,968	4,968	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	19,691	19,691	—
(3) 未収入金	8,360	8,360	—
(4) 未収還付法人税等	395	395	—
(5) 未収消費税等	31	31	—
(6) 有価証券及び投資有価証券	8,208	8,208	—
資産計	41,657	41,657	—
(1) 高速道路事業営業未払金	23,229	23,229	—
(2) 未払金	4,576	4,576	—
(3) 1年以内返済予定長期借入金	2,990	2,990	—
(4) 未払法人税等	403	403	—
(5) 未払消費税等	4,690	4,690	—
(6) 道路建設関係社債	46,528	47,734	1,206
(7) 道路建設関係長期借入金	60,133	60,133	—
(8) 長期借入金	2,100	2,100	—
負債計	144,652	145,859	1,206

当中間連結会計期間（平成26年9月30日）

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	5,541	5,541	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	21,377	21,377	—
(3) 未収入金	3,238	3,238	—
(4) 未収還付法人税等	0	0	—
(5) 未収消費税等	729	729	—
(6) 有価証券及び投資有価証券	310	310	—
資産計	31,197	31,197	—
(1) 高速道路事業営業未払金	14,337	14,337	—
(2) 未払金	3,190	3,190	—
(3) 短期借入金	1,500	1,500	—
(4) 1年以内返済予定長期借入金	3,144	3,144	—
(5) 未払法人税等	829	829	—
(6) 未払消費税等	301	301	—
(7) 道路建設関係社債	46,536	47,723	1,187
(8) 道路建設関係長期借入金	66,900	66,900	—
(9) 長期借入金	1,566	1,566	—
負債計	138,307	139,494	1,187

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金、(3) 未収入金、(4) 未収還付法人税等及び (5) 未収消費税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払金、(3) 短期借入金、(5) 未払法人税等及び (6) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 1年以内返済予定長期借入金、(8) 道路建設関係長期借入金及び (9) 長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
非上場株式	575	584

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(6) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(有価証券関係)
 その他有価証券
 前連結会計年度 (平成26年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	200	199	0
	②社債	—	—	—
	③その他	8	4	3
	(3) その他	—	—	—
	小計	208	204	4
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	8,000	8,000	—
	小計	8,000	8,000	—
合計		8,208	8,204	4

当中間連結会計期間 (平成26年 9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	200	199	0
	②社債	—	—	—
	③その他	9	4	4
	(3) その他	—	—	—
	小計	210	204	5
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	100	100	—
	小計	100	100	—
合計		310	304	5

(デリバティブ取引関係)
 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
 (債券関連)
 前連結会計年度(平成26年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	仕組債・ユーロ円建債	4	4	8	3
合計		4	4	8	3

- (注) 1. 時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。
 2. デリバティブが組み込まれた商品であります。
 3. 組込デリバティブについて、時価を合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時価評価しております。
 4. 契約額等については、当該複合金融商品の取得価格を表示しております。

当中間連結会計期間(平成26年9月30日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	仕組債・ユーロ円建債	4	4	9	4
合計		4	4	9	4

- (注) 1. 時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。
 2. デリバティブが組み込まれた商品であります。
 3. 組込デリバティブについて、時価を合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時価評価しております。
 4. 契約額等については、当該複合金融商品の取得価格を表示しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「高速道路事業」、「受託事業」を中核として事業活動を展開しており、当社及びグループ会社の事業の種類別の区分により、経営を管理しております。

したがって、当社グループにおける事業セグメントは、事業の種類別セグメントにより識別しており、「高速道路事業」及び「受託事業」の2つを報告セグメントとしております。

「高速道路事業」においては、阪神高速道路の新設、改築、修繕その他の管理等を実施しております。「受託事業」においては、国、地方公共団体等の委託に基づき道路の新設、改築等を実施しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

なお、この変更による当中間連結会計期間のセグメント損益に与える影響は軽微であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	中間連結財務 諸表計上額 (注)3
	高速道路事業	受託事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	186,990	3,797	190,788	1,731	192,520	—	192,520
セグメント間の内部 売上高又は振替高	99	—	99	8	107	△107	—
計	187,090	3,797	190,888	1,739	192,628	△107	192,520
セグメント利益又は損 失(△)	3,387	△6	3,380	141	3,522	—	3,522
セグメント資産	185,668	14,650	200,319	4,825	205,145	19,322	224,467
その他の項目							
減価償却費	2,846	—	2,846	101	2,947	382	3,329
持分法適用会社への 投資額	459	—	459	—	459	—	459
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	1,232	—	1,232	221	1,454	217	1,672

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない休憩所等事業、駐車場事業、道路マネジメント事業、発生土再生活用事業等を含んでおります。
2. 調整額は、以下のとおりであります。
- (1) 売上高の調整額△107百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (2) セグメント資産の調整額19,322百万円は、全社資産であり、その主なものは各事業共用の固定資産、余剰運用資金等であります。
 - (3) 減価償却費の調整額382百万円は、各事業共用の固定資産の減価償却費であります。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額217百万円は、各事業共用の固定資産の設備投資額であります。
3. セグメント利益又は損失(△)は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結財務 諸表計上額 (注) 3
	高速道路事業	受託事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	88,435	2,026	90,461	2,198	92,659	—	92,659
セグメント間の内部 売上高又は振替高	20	—	20	9	29	△29	—
計	88,455	2,026	90,481	2,207	92,689	△29	92,659
セグメント利益又は損 失(△)	1,062	△41	1,021	240	1,261	—	1,261
セグメント資産	183,040	14,126	197,167	7,756	204,923	15,359	220,282
その他の項目							
減価償却費	2,690	—	2,690	130	2,821	397	3,218
持分法適用会社への 投資額	566	—	566	—	566	—	566
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	829	—	829	2,422	3,251	96	3,348

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない休憩所等事業、駐車場事業、道路マネジメント事業、発生土再生活用事業等を含んでおります。
2. 調整額は、以下のとおりであります。
- (1) 売上高の調整額△29百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (2) セグメント資産の調整額15,359百万円は、全社資産であり、その主なものは各事業共用の固定資産、余剰運用資金等であります。
 - (3) 減価償却費の調整額397百万円は、各事業共用の固定資産の減価償却費であります。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額96百万円は、各事業共用の固定資産の設備投資額であります。
3. セグメント利益又は損失(△)は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	高速道路料金収入	道路資産完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	87,062	99,734	5,724	192,520

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	99,734	高速道路事業

II 当中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	高速道路料金収入	その他	合計
外部顧客への売上高	85,711	6,948	92,659

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	－	－	1	－	1

（注）「その他」の金額は、すべて農産物・海産物直売所に係る金額であります。

当中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	－	－	3	－	3

（注）「その他」の金額は、休憩所等事業等に係る金額であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
当中間期償却額	72	－	4	－	77
当中間期末残高	99	－	－	－	99

（注）「その他」の金額は、すべて旅行事業に係る金額であります。

当中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
当中間期償却額	14	－	－	－	14
当中間期末残高	14	－	－	－	14

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

高速道路事業において、内外構造㈱が平成26年4月2日付で自己株式を取得し、同社を新たに連結子会社といたしました。これに伴い当中間連結会計期間において、405百万円の負ののれん発生益を計上しております。

(企業結合等関係)

内外構造㈱による自己株式の取得

内外構造㈱は、発行済株式の一部を自己株式として平成26年4月2日付で取得しました。

これに伴い、当社の連結子会社である阪神高速技術㈱が内外構造㈱の議決権の過半数を保有することになり、同社は当社の連結子会社となりました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 内外構造㈱
事業の内容 高速道路の保全点検業務

(2) 企業結合を行った主な理由

高速道路の保全点検業務の一層の品質管理体制を確保し、当社グループの企業価値の向上を図るため

(3) 企業結合日

平成26年4月2日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

内外構造㈱

(6) 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率 13.8%

企業結合日に追加取得した議決権比率 52.9%

取得後の議決権比率 66.7%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

内外構造㈱の自己株式の取得により、阪神高速技術㈱の持分比率が高まったため

2. 中間連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成26年4月1日から平成26年9月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	企業結合直前に保有していた内外構造㈱の企業結合日における時価	108百万円
	企業結合日に交付した現金	16
取得原価		125

4. 負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 負ののれん発生益の金額

405百万円

(2) 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額が自己株式の取得原価を上回ったため

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額

流動資産 1,045百万円

固定資産 119

資産合計 1,164

(2) 負債の額

流動負債 222百万円

固定負債 154

負債合計 376

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
1株当たり純資産額	1,681.56円	1,726.21円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	33,631	34,818
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	294
(うち少数株主持分(百万円))	(—)	(294)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	33,631	34,524
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数(千株)	20,000	20,000

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	105.22円	69.69円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(百万円)	2,104	1,393
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額(百万円)	2,104	1,393
普通株式の期中平均株式数(千株)	20,000	20,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

共通支配下の取引等

当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱及び㈱高速道路開発は、平成26年10月1日に締結された合併契約に基づき、阪神高速サービス㈱が㈱高速道路開発を平成26年12月1日付で吸収合併しております。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(合併存続会社)

名称 阪神高速サービス㈱
事業の内容 休憩所事業、駐車場事業等

(合併消滅会社)

名称 ㈱高速道路開発
事業の内容 集客施設事業等

(2) 企業結合日

平成26年12月1日

(3) 企業結合の法的形式

阪神高速サービス㈱を合併存続会社、㈱高速道路開発を合併消滅会社とする吸収合併

(4) 企業結合後の名称

阪神高速サービス㈱

(5) その他取引の概要に関する事項

本合併につきましては、経営資源の集中及びノウハウの融合を図り、より安定した関連事業推進体制の構築による経営基盤の強化を目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,034	3,946
高速道路事業営業未収入金	19,718	21,353
未収入金	7,751	2,886
未収還付法人税等	394	-
未収消費税等	-	729
有価証券	8,000	-
仕掛道路資産	121,021	129,119
貯蔵品	142	136
受託業務前払金	11,770	11,496
前払費用	69	194
繰延税金資産	386	412
その他	354	940
貸倒引当金	△6	△5
流動資産合計	173,637	171,211
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,210	1,378
減価償却累計額	△367	△379
建物(純額)	843	998
構築物	17,852	18,021
減価償却累計額	△6,696	△7,103
構築物(純額)	11,155	10,918
機械及び装置	49,801	47,993
減価償却累計額	△30,758	△30,812
機械及び装置(純額)	19,043	17,180
車両運搬具	405	406
減価償却累計額	△334	△342
車両運搬具(純額)	71	64
工具、器具及び備品	246	245
減価償却累計額	△179	△187
工具、器具及び備品(純額)	66	58
建設仮勘定	695	834
有形固定資産合計	31,875	30,054
無形固定資産		
ソフトウェア	552	472
その他	1	1
無形固定資産合計	553	474
高速道路事業固定資産合計	32,428	30,528

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,432	1,437
減価償却累計額	△103	△125
建物(純額)	1,328	1,311
構築物	123	123
減価償却累計額	△9	△13
構築物(純額)	113	110
機械及び装置	2	2
減価償却累計額	△2	△2
機械及び装置(純額)	0	0
車両運搬具	2	2
減価償却累計額	△2	△2
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	90	91
減価償却累計額	△8	△15
工具、器具及び備品(純額)	82	75
土地	2,006	2,006
建設仮勘定	0	-
有形固定資産合計	3,532	3,504
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
その他	0	0
無形固定資産合計	0	0
関連事業固定資産合計	3,532	3,504
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	4,274	4,293
減価償却累計額	△1,286	△1,377
建物(純額)	2,987	2,916
構築物	52	52
減価償却累計額	△23	△24
構築物(純額)	28	27
工具、器具及び備品	565	536
減価償却累計額	△319	△334
工具、器具及び備品(純額)	245	201
土地	1,163	1,163
リース資産	177	177
減価償却累計額	△135	△154
リース資産(純額)	41	23
建設仮勘定	96	133
有形固定資産合計	4,564	4,466

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
無形固定資産		
ソフトウェア	474	381
その他	0	0
無形固定資産合計	475	381
各事業共用固定資産合計	5,039	4,848
その他の固定資産		
有形固定資産		
土地	555	480
有形固定資産合計	555	480
その他の固定資産合計	555	480
投資その他の資産		
その他の投資等	1,294	1,181
貸倒引当金	△34	△32
投資その他の資産合計	1,259	1,148
固定資産合計	42,816	40,509
資産合計	※1 216,454	※1 211,721
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	18,421	13,674
短期借入金	-	1,500
1年以内返済予定長期借入金	2,990	3,144
未払金	2,586	2,487
リース債務	21	10
未払費用	418	564
未払法人税等	93	672
未払消費税等	4,574	-
受託業務前受金	11,419	11,598
前受金	259	457
預り金	9,964	4,602
賞与引当金	674	697
回数券払戻引当金	131	20
仕掛道路損失引当金	3,888	3,888
その他	500	583
流動負債合計	55,946	43,903

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
固定負債		
道路建設関係社債	※1 46,528	※1 46,536
道路建設関係長期借入金	60,133	66,900
その他の長期借入金	2,100	1,566
リース債務	14	10
繰延税金負債	89	88
受入保証金	49	53
退職給付引当金	19,780	20,712
役員退職慰労引当金	31	16
ETCマイレージサービス引当金	59	50
固定負債合計	128,787	135,936
負債合計	184,733	179,839
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金	10,000	10,000
資本剰余金合計	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	151	149
高速道路事業別途積立金	13,086	10,568
関連事業別途積立金	3	3
繰越利益剰余金	△1,520	1,160
利益剰余金合計	11,720	11,881
株主資本合計	31,720	31,881
純資産合計	31,720	31,881
負債・純資産合計	216,454	211,721

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	87,062	85,711
道路資産完成高	99,734	2,514
その他の売上高	4	3
営業収益合計	186,800	88,229
営業費用		
道路資産賃借料	65,867	66,293
道路資産完成原価	99,734	2,514
管理費用	17,663	18,254
営業費用合計	183,264	87,062
高速道路事業営業利益	3,536	1,167
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	3,797	2,026
駐車場事業収入	262	261
休憩所等事業収入	40	39
その他営業事業収入	426	554
営業収益合計	4,527	2,882
営業費用		
受託業務事業費	3,804	2,068
駐車場事業費	116	124
休憩所等事業費	34	35
その他営業事業費	436	536
営業費用合計	4,392	2,764
関連事業営業利益	134	118
全事業営業利益	3,670	1,285
営業外収益	※1 241	※1 289
営業外費用	※2 26	※2 26
経常利益	3,885	1,548
特別利益	※3 10	※3 9
特別損失	※4 1	※4 24
税引前中間純利益	3,894	1,533
法人税、住民税及び事業税	1,293	605
過年度法人税等	303	-
法人税等調整額	14	△27
法人税等合計	1,611	577
中間純利益	2,282	955

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				利益剰余金 合計		
		資本準備金	その他利益剰余金						
			固定資産 圧縮積立金	高速道路 事業 別途積立金	関連事業 別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,000	10,000	150	12,152	3	1,796	14,103	34,103	34,103
当中間期変動額									
固定資産圧縮積立金の 取崩			△2			2	-	-	-
別途積立金の積立				933		△933	-	-	-
別途積立金の取崩				-		-	-	-	-
中間純利益						2,282	2,282	2,282	2,282
当中間期変動額合計	-	-	△2	933	-	1,350	2,282	2,282	2,282
当中間期末残高	10,000	10,000	148	13,086	3	3,147	16,385	36,385	36,385

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				利益剰余金 合計		
		資本準備金	その他利益剰余金						
			固定資産 圧縮積立金	高速道路 事業 別途積立金	関連事業 別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,000	10,000	151	13,086	3	△2,314	10,926	30,926	30,926
当中間期変動額									
固定資産圧縮積立金の 取崩			△2			2	-	-	-
別途積立金の積立				-		-	-	-	-
別途積立金の取崩				△2,518		2,518	-	-	-
中間純利益						955	955	955	955
当中間期変動額合計	-	-	△2	△2,518	-	3,475	955	955	955
当中間期末残高	10,000	10,000	149	10,568	3	1,160	11,881	31,881	31,881

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

評価基準は主として原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

貯蔵品

主として個別法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

構築物 5～60年

機械及び装置 5～17年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3) 回数券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

(4) 仕掛道路損失引当金

将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当中間会計期間末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時に一括費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(7) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間会計期間の期首の退職給付引当金が794百万円増加し、利益剰余金が794百万円減少しております。また、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当中間会計期間の1株当たり純資産額は39.72円減少しており、1株当たり中間純利益金額に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・中間財務諸表等規則第36条の3に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第1項により、記載を省略しております。
- ・中間財務諸表等規則第52条の2に定める1株当たり中間純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・中間財務諸表等規則第53条に定める潜在株式調整後1株当たり中間純損益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、以下の社債について、当社の総財産を担保に供しております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
道路建設関係社債	46,528百万円(額面46,600百万円)	46,536百万円(額面46,600百万円)

なお、上記に加えて、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債118,900百万円(額面)(前事業年度118,900百万円(額面))について、当社の総財産を担保に供しております。

2 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	318,530百万円	273,530百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	158,000百万円	158,000百万円

なお、上記引渡しにより、以下の債務が減少しております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
道路建設関係社債	62,536百万円	—百万円
道路建設関係長期借入金	86,500	—

(中間損益計算書関係)

※1 営業外収益のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
受取配当金	166百万円	132百万円
有価証券利息	4	1
受取利息	0	0
土地物件貸付料	13	14
原因者負担収入	7	6
回数券払戻引当金戻入額	10	108

※2 営業外費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
支払利息	26百万円	24百万円
偽造ハイウェイカード損失	0	0

※3 特別利益のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
固定資産売却益(土地等)	10百万円	9百万円

※4 特別損失のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
固定資産除却費(工具、器具及び備品等)	一百万円	12百万円
投資有価証券評価損	—	11

5 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
有形固定資産	2,885百万円	2,740百万円
無形固定資産	167	177

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式383百万円、当中間会計期間の中間貸借対照表計上額は子会社株式383百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書

平成26年4月1日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

(2) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第9期）（自平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）平成26年6月27日近畿財務局長に提出

(3) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類

平成26年9月10日近畿財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第5回ないし第11回社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものです。

なお、第5回ないし第9回社債は、機構により重畳的に債務引き受けされております。

- （注）
1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。
 2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
 3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社が行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

〈対象となる社債〉

(平成26年12月19日現在)

有価証券の名称	発行年月日	発行価額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名
阪神高速道路株式会社第5回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注1)	平成22年10月29日	10,000	非上場
阪神高速道路株式会社第6回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注2)	平成23年2月14日	15,000	非上場
阪神高速道路株式会社第7回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注3)	平成24年2月23日	15,000	非上場
阪神高速道路株式会社第8回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注4)	平成24年10月12日	10,000	非上場
阪神高速道路株式会社第9回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注5)	平成25年2月25日	25,000	非上場
阪神高速道路株式会社第10回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年10月11日	10,000	非上場
阪神高速道路株式会社第11回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成26年2月27日	15,000	非上場

- (注) 1. 平成24年3月30日付で機構により重畳的に債務引き受けされております。
 2. 平成25年3月29日付で機構により重畳的に債務引き受けされております。
 3. 平成25年6月28日付で機構により重畳的に債務引き受けされております。
 4. 平成25年12月27日付で機構により重畳的に債務引き受けされております。
 5. 平成26年3月31日付で機構により重畳的に債務引き受けされております。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成26年9月30日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地

東京都港区西新橋二丁目8番6号

子会社及び関連会社はありません。

- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。

また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成26年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

- ⑤ 資本金及び資本構成

平成26年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	5,491,663百万円
政府出資金	4,026,229百万円
地方公共団体出資金	1,465,434百万円
II 資本剰余金	843,830百万円
資本剰余金	89百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外除売却差額相当額	△36百万円
損益外減価償却累計額	△5,092百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	3,401,090百万円
純資産合計	9,736,584百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

- ⑥ 事業の内容

(a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること

(b) 業務の範囲 (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
(ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
(iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）

- (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は首都高速道路(株)に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vi) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路(高速道路を除きます。)とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vii) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は首都高速道路(株)に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (viii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - (ix) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、特措法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - (x) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号)に規定する業務
 - (xi) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (xii) 上記(xi)の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務
- (c) 事業にかかる関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
- (vi) 高速道路株式会社法

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより平成77年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月12日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西原 健二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月12日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西原 健二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、阪神高速道路株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。